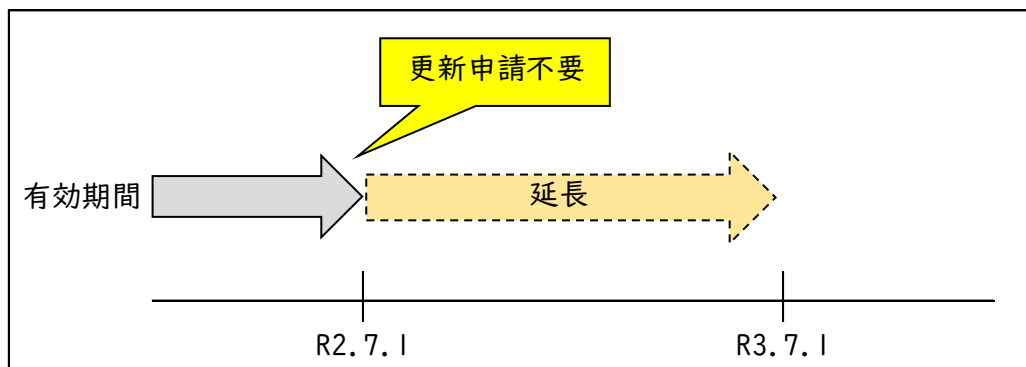


新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、 自立支援医療（精神通院医療）の 受給者証の有効期間を自動で1年間延長します。

- ◇ 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方全員について、有効期間をそれぞれ1年間延長します。
- ◇ 現在お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間引き続き有効とみなされますので、窓口でそのままお使いいただけます。延長のための手続きは不要です。

※延長後の有効期間の満了日は、「令和2年3月1日時点で有効であった受給者証」の有効期間の満了日に1年を加えた日となります。

（例）受給者証の有効期間の満了日：令和2年6月30日
延長後の有効期間の満了日：令和3年6月30日



- ◇ ただし、通院する病院や薬局を変更したい場合については、従来どおり、市町村窓口へ変更申請が必要です。
- ◇ そのほか、受給者証の記載事項等に変更が生じた場合（自己負担上限月額の変更、住所の変更、加入保険の変更等）は、市町村窓口へ「変更申請」や「変更届」を行ってください。

ご不明な点は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

